

第3章

応急活動



市の初動体制

高島市では、台風18号の影響による大雨警報が発表された9月15日18時48分に「警戒1号」体制をとり、関係職員が情報収集にあたっていました。災害の危険性が増してきたため、16日1時15分に「災害警戒本部」を設置し、災害発生への警戒体制を強化しました。

警戒にあっていた消防団からの情報、河川水位の上昇等から、3時には安曇川町・新旭町・高島地域の各地区へ、4時5分には朽木の各地区へ避難勧告を発令しました。

さらに雨足が強まり、河川の水位はさらに上昇し続けました。よって、大規模な災害発生のおそれがあると判断し、4時18分に「災害対策本部」に移行し、職員全体制で情報収集や避難者の対応等を強化して災害対策に臨みました。

この後、5時頃に宮野地先の野田橋下流鴨川右岸が決壊し、避難勧告を広げているさなか、5時5分に気象庁から全国初となる「特別警報」が発表されました。被害が更に広範囲におよぶおそれがあることから、6時40分に自衛隊の災害派遣要請を決定し、県に自衛隊派遣要請を行い、消防団・消防・警察等の関係機関と連携して救出・救助活動にあたりました。

<本部設置経緯>

日	時間	体制
9月15日	18時48分	警戒1号の2体制
	22時00分	警戒2号体制
9月16日	1時15分	災害警戒本部設置
	4時18分	災害対策本部設置(第1配備)
	6時50分	災害対策本部設置(第2配備)
9月25日		災害復旧支援本部設置
9月30日	17時30分	災害対策本部解散

警戒1号の2体制：災害関係各課の職員で情報連絡活動が円滑に行える体制
警戒2号体制：災害関係各課の職員で情報所を開設運営する体制
災害警戒本部体制：事態の推移により現地活動ができ、小規模の災害対策を実施できる体制
災害対策本部体制(第1配備)：局部的または小規模な災害に対する集中的な応急対策、被害の拡大防止等を実施できる体制
災害対策本部体制(第2配備)：市の全機能を挙げて災害予防ならびに災害応急対策を実施する体制



災害対策本部では、9月30日に本部が解散するまで毎日会議が続けられた。

<職員出動状況>

地域	地区本部	職員数	消防団員数
災害対策本部(消防・病院含む)		236人	1人
マキノ	マキノ支所	42人	54人
今津	今津支所	55人	30人
朽木	朽木支所	17人	23人
安曇川	安曇川支所	64人	50人
高島	高島支所	47人	25人
新旭	新旭振興室	43人	89人
合計		504人	272人

(9月16日当日)



職員全体制で災害対策にあたる

台風18号災害を経験して

高島市消防団団長
宮野正博さん



当時、副団長として私が主に担当していた高島地域は、1級河川鴨川が決壊するなど、今までに経験したことが無い大きな被害を受けました。

数十年に一度といわれる豪雨により、「大雨特別警報」が全国で初めて発表される中、自治会役員らと警戒を行っていたところ、鴨川では水位がどんどん増し、午前5時ごろ私の自宅近辺である宮野地先で決壊しました。

濁流は集落を襲い、収穫前の田畑を飲み込み、また自動車や家財道具を押し流すなど、この世のものとは思えない光景が目の前に広がりました。さらには多くの住宅で住民の方が取り残され、私達消防団員は、自衛隊員や消防署員とともに、救助活動を行い、一人の犠牲者も出さず、住民全員を無事救出することができました。

この災害では、消防団として、自治会との連携や装備の充実など、今後さらに検討していかなければならない課題も浮き彫りになりましたが、この災害活動を通しての今回の体験をもとに、引き続き市民の安全・安心のため、努力を続けて参ります。

台風18号の経験を仲間伝えていく

高島市北部消防署主監
高屋博之



私は、当時、南部消防署が管轄する出鴨の災害現場に、北部消防署から応援隊の分隊長として出動しました。

出動途上「出鴨集落から永田集落にかけての道路では濁流が流れ、風も強く大変危険な状態。要救助者の安否確認を願う。」との無線を受信。各隊員に活動方針「人命救助優先」と伝えました。

出鴨集落に到着すると、あまりの被害の大きさに言葉を失いました。状況は、広範囲に田んぼ・畑が冠水、家屋に停めてある車は、水没により動かなくなり、道路にも流木や瓦礫が押し寄せ、気の抜けない状況でありました。

活動を行うには、腹部まで水位が達するため、先着していた南部消防隊と合同で電柱間にロープを張りました。決壊した鴨川の濁流に

流されないよう身を確保するとともに、水路に転落しないよう検索棒で足元を確認しながら、一軒一軒と安否確認を行いました。

安否確認を行う中で、家の中に取り残された人に声をかけると、ほっと安心したように笑顔がありました。

体調の悪い方は、南部消防隊員により背負っての救出が行われ、南鴨集落では救助隊が救命ボートにより、順次要救助者を救出中との無線が聞こえていました。その後昼を過ぎ夕方には周囲の水位も下がり、消防隊延べ34隊が出動し、多くの方々を無事救出することができました。

私は、消防職員となり30年でいくつもの自然災害による出動はありましたが、今回の豪雨による広範囲な災害は別格であり、今回身をもって自然災害、特に水の恐ろしさを痛感させられました。

今回の経験を自分の身に留めるのではなく、これから消防活動を続けていく仲間に「安全に避難させることの難しさ」をしっかりと伝えていきたいと思えます。

● 関係機関の活動

主要河川の水位が水防団待機水位に達し、猛烈な雨が降り続けるなか、各地区本部では消防団に出動を要請し、主要河川をはじめ危険箇所の巡視、被災箇所の応急対策や避難勧告発令に伴う広報・誘導を実施いただくこととなりました。

救出・救助活動について、9月16日6時28分に県警機動隊が出動し、消防と連携して活動が実施されました。その後6時40分に自衛隊派遣要請を行い、消防団、消防、警察、自衛隊との連携によって救出・救助活動が展開されました。

この内、救出活動等に從事いただいた消防団員等3名が、活動中に軽傷を負うこととなりました。

夜明けとともに、市内で対策を行っていた消防団員の方々をはじめ、区・自治会役員から被害状況が続々と寄せられ、朽木地域をはじめとする山間部では、豪雨による土砂崩れが数多く発生し、道路の崩壊、陥没などもあり、被災直後は14集落が孤立状態となりました。

このため、孤立集落の解消と決壊した鴨川の復旧を最優先に、県と連携して滋賀県建設業協会高島支部に協力を要請し、懸命の復旧作業により、翌日にはなんとか朽木地域の孤立状態が解消されました。

一方、鴨川の決壊現場には16日昼過ぎに入り、翌日には瀬替工事を終え流出を食い止めました。

また、滋賀県電気工事工業組合高島支部の協力によって、17日から浸水家屋の漏電確認のための調査が行われることとなりました。

<自衛隊派遣内容>

派遣要請日時	平成25年9月16日 6時40分
撤収要請日時	平成25年9月16日 17時
派遣人員	現地活動35人、駐屯地待機(増援要員)28人、指揮所要員(駐屯地内)23人 合計86人
救助活動	床上浸水で逃げ遅れた南鴨の住民2世帯4名救助(警察・消防と共同)、 南鴨住民2名を救助、南鴨地先のマンション住人22名を救助 合計28名を救助



自衛隊による救出・救助活動



消防による救出・救助活動

応急・復旧工事やがれきの処理等では、滋賀県建設業協会高島支部の皆さんに大変お世話になりました。その中から、鴨川堤防の決壊現場で、濁流を本流に戻す命がけの応急工事にいち早く携わってくださった、株式会社桑原組の万木オーさんにお話を伺いました。



株式会社桑原組
万木オーさん

● 16日の様子をお聞かせください。

午前3時から事務所に詰めていましたが、5時頃に緊張が走りました。鴨川の水位が急激に下がり、堤防が決壊したという情報が入りました。県や市との連絡で、新たな被害情報が次々に飛び交います。とにかく、この濁流を止めなければならない。福井市長の切迫感が、私の胸を突き動かしました。

● 作業写真からも緊迫した様子が伺えます。

台風が過ぎても、鴨川の流れは速く水量もありました。重機で鴨川に踏み入ると10mほど下流に押し流され、操縦席は胸のあたりまで浸かることもありました。

● 恐怖を感じませんでしたか？

腕や技量には自信があります。これは、50年近く「現場へ行き、現物を見て、現実を知る」



9月16日の応急工事の様子



9月17日も早朝から応急工事が行われた

ことで培った経験があるからです。緊急現場には常に危険が潜んでいます。水の怖さもよく知っています。しかし流れの下ではまだ住居に取り残された方がいたのです。ためらう暇はありません。

● 災害への備えについて感じられることは？

今回の応急工事はいずれにせよ事後処理です。災害発生後の被害を最小限に食い止めるのはもちろんのこと、地域の防災力を同時に高めねばならないと痛感しています。地域は、地域を知るあらゆる人の手で守るものです。私たち地元建設業者には、自然と向き合い培った経験や判断力、資機材、人のネットワークを駆使して地域を守るという役割があります。同様に、行政にも、住民にも役割があるはずですよ。

● 今回の経験から、私たちは何を学ぶべきでしょうか？

近頃のゲリラ豪雨は、直前まで予測しにくい面はありますが、それでも想定外の事態にも自身で判断を尽くす努力は必要です。災害発生前には必ず何かの前兆があります。それに気づく力を1人ひとりが高めていくことも重要です。例えば地名などにも地域の特性が込められています。先人に学び、自然と対話する力を取り戻すことも必要ではないでしょうか。

終始、機材や組織体制など、周辺環境が整っている中で、やるべきことをやっただけとおっしゃる万木さん。住民の方から「命の恩人」と感謝され、素直に嬉しかったと微笑まれる一方、自分がもう一人いればもう少し早く川の流れを止められた、後継者育成が課題…とおっしゃられたのが印象的でした。

鴨川が決壊し、被災箇所が広がるなか、滋賀国道事務所の所長に駆けつけていただき、技術的な指導や技術員の派遣(テックフォース)、被災地の泥ぼこり対策等の様々な支援が行われました。

また、広範囲にわたる農地の冠水や土砂の流入に対する復旧には、国の支援制度が受けられることとなり、近畿農政局の協力を得ながら、被害状況調査や測量を行うこととなりました。

県からは、高島土木事務所副所長に連日の市対策本部会議に参加いただき、県との迅速な調整や数か月に渡る県技術員の派遣支援などが行われました。また、県防災ヘリに被害状況調査を依頼し、被害状況の把握に努めました。

9月18日～28日	散水車+ロードスイーパー+ダンプトラックをセットとして路面清掃の実施。
9月18日～29日	市対策本部会議に滋賀県高島土木事務所副所長に出席いただき、復旧事業等の迅速な調整にあたっていただきました。
9月19日～25日	滋賀国道事務所の副所長がリエゾン(現地情報連絡員)として派遣され、テックフォース(緊急災害派遣隊)の隊長としての活動をいただき、22日には近畿地方整備局の企画部長が現地状況の確認に訪れました。
9月20日～26日	滋賀国道事務所、浪速国道事務所、北陸地方整備局、黒部河川事務所、富山河川国道から ^{なわ} 職員21名のテックフォース(緊急災害派遣隊)の派遣。 103か所の被災現場の調査、復旧工法と概算額、さらには現場においての市職員への技術指導等をいただき、早朝から夜遅くまで活動していただきました。
10月1日～12月20日	滋賀県技術職員を査定設計書作成のため派遣いただきました。



派遣されたテックフォース



被災状況調査



散水車等による路面清掃



県防災ヘリによる被害状況調査

避難の状況

9月16日3時に安曇川地域の北船木・南船木・リバーサイド・川島・十八川・青柳二ツ家・煤田、新旭地域の^{なわ}新庄・太田・井ノ口・安養寺・川原市・北畑、高島地域の北野田に避難勧告を発令しました。その後も、順次被害のおよぶおそれがある地域に発令を拡げていきました。

〈避難勧告の状況〉

地域	避難対象			避難所	発令時刻	避難者数(最大)	解除時刻	
	地区名	世帯数	人数					
安曇川	北船木	243	622	本庄小学校	3:00	427	9月16日	14:30
	南船木	177	500					14:30
	リバーサイド	327	756	青柳小学校	3:00	400		14:30
	川島	237	663	藤樹の里文化芸術会館	3:00	294		14:30
	十八川	106	280	安曇川ふれあいセンター	3:00	250		14:30
	二ツ家	12	32					15:00
	煤田	23	57	高島中学校	3:00	38		15:00
	三矢	146	260	鴨川土地改良区	6:00	7		15:00
	出福							
	三田	66	190	安曇川総合体育館	7:15	24		14:30
	佐賀	23	74		8:20			
	びわこガーデンタウン	74	200		8:20			
	馬場	64	231		8:20			
藤江	125	396	安曇川図書館	8:20	32	14:30		
今津	大床	14	46	大床老人憩いの家	7:50	39	14:15	
朽木	野尻	32	91	朽木中学校	4:05	210	14:00	
	上荒川	44	114					
	古川	30	70					
新旭	新庄	399	1,040	新旭体育館・湖西中学校	3:00	460	14:00	
	太田	448	1,200					
	井ノ口	77	233	大師山さくら園	3:00	55	14:00	
	安養寺	251	628	新旭北小学校	3:00	200	14:00	
	川原市	126	364	新旭公民館	3:00	65	14:00	
	北畑	229	656	高島中学校	3:00	煤田で集計	16:05	
高島	北野田	111	310	アイリッシュパーク	5:45	126	9月17日	16:05
	出鴨	129	368		6:10			
	永田	101	295		6:15			
	萩の浜	144	326	高島B&G海洋センター → アイリッシュパーク	6:53	150		14:00
	宮野	53	175		6:53			
	武曾	83	259		7:39			
	横山	132	383					
鴨川平	178	451						
合計		4,204	11,270			2,777		



避難所となった藤樹の里文化芸術会館
 【写真提供】
 安曇川町藤江区内住
 木村佐登志さん 圓覺寺に避難して来た人々



隣近所顔見知りの関係を築くことが大切

高島市安曇川町藤江區
 山本昇子さん



私の住んでいる圓覺寺は、藤江區の地区避難所となっています。昨年の台風18号の際には、明け方からほかの地域で避難勧告が発令されていたので、区民はもちろんほかの地域の方も避難に来られるかもしれないと思い、早くから戸の鍵を開けていました。その後、安曇川の川島地先の堤防が崩れかかっているのので、すぐに本堂を開けて欲しいと連絡を受け、本堂を開けたところ、続々と区民の方が避難してこられました。私は民生委員もしていましたが、この場を離れることが出来ないのので、要支援者の方々の安否確認を携帯電話で行いました。また、藤江區では組ごとの安否確認表を作成しており、それを活用して各組長さんが安否確認を行いました。安否確認表があったおかげでスムーズに安否確認が行え、平時の防災訓練が活かしたと思います。区民の安否は確認がとれましたが、現在の状況について情報が入ってこないのので、非常に心配をしていました。藤江區にも午前8時20分に避難勧告が発令されており、広域避難所である安曇川図書館へ移動すべきかどうか、区長、防災リーダー、各組長さんによる協議が行われ、冠水している道路もあるので、移動するのは危険と判断し、ここに留まることが

決定されました。今のところ藤江區内は大丈夫でしたが、もしここが水に浸かったらどうしようと心配していました。あるおばあさんは、ここで被災しても阿弥陀さんの前なので本望やおっしゃっておられました。私は気が気ではありませんでした。それからようやく天気が回復してきて、ほっと胸をなで下ろしました。

実は、私は西宮市で阪神・淡路大震災により被災をしました。この時家が倒壊し、肉親を亡くし、避難所生活を余儀なくされ、何日も食事にありつけない状態で、今まで想像もなかったことを目の当たりにしました。この後最も感じたのは、もっと助かる・助けられた命があったのではないかということでした。大きな災害に見舞われた時、役所や消防署の方は、すぐに駆けつけられません。となり近所の助け合い・お互いに顔見知りの関係を築くことがとても重要だと思います。どうやったら、皆さんにこのことを分かっていただけるのかと思い、日頃から地域の活動や災害ボランティアの活動に取り組んでいます。また、私はその時いろいろな方々に助けていただきました。今、こうした活動を行っているのは少しでもその時のお返しをしたいという思いからです。

震災から20年経ちましたが、今でも忘れることはできません。正直つらい出来事を思い出したくないこともあります。でもこの時の教訓を活かしていくことが使命だと思っています。もう二度とあのような悲劇を繰り返したくないから。

水道施設の被災による断水対策

孤立集落の解消とともに、水道施設の被害確認が進み、山間部の簡易水道施設など24施設について、取水口の埋没や浄水施設への浸水、管理用道路の崩壊、配管の損壊等の被害が確認され、全ての給水施設の仮復旧を終えるまで2週間を要しました。

この内20施設において断水を余儀なくされたため751世帯に給水が必要となり、給水タンク車3台による給水と地区本部から給水用ポリタンクの配布を行いました。

〈水道施設被害一覧〉

	被害状況						
	合計	マキノ地域	今津地域	新旭地域	朽木地域	安曇川地域	高島地域
水道施設(破損等)	24か所	—	2か所	—	17か所	—	5か所

台風18号で浄水場水没、配水管破損…
188世帯 断水続く
 本格復旧に数ヵ月か

高島市朽木

台風18号の豪雨で総雨量が滋賀県内最多の500ミリ近くに達した高島市朽木で、浄水場の水没や道路崩落、土砂崩れの影響から多数の集落で断水が続き、住民が不便を強いられている。19日現在も、少なくとも6集落188世帯(470人)が断水状態となっており、今後も2集落で断水する恐れがある。復旧のめどが立たない集落も多く、対策が急がれる。

朽木荒川では、増水した安曇川の水が浄水場に流入して水没し、送水ポンプや配電盤が動かなくなった。朽木野尻の浄水場も浸水でポンプが機能停止。ほかにも道路崩落や土砂崩れで配水管の破損が相次ぎ、最多時で8集落325世帯(802人)が断水状態となった。市は給水タンク車(1・5台)4台を集落に配置したり巡回して対応。しかし、主要

集落に配置された給水タンク車から水をくむ住民(19日午後2時ごろ、高島市朽木荒川)

いない。一方、市の委託で荒川浄水場の復旧作業に当たっていた業者は「2両日中に(送水ポンプを)手動で動かせるところまで戻って洗濯することもできず、せめても本格復旧には数ヵ月かかる」と話す。(広瀬哲裕)

平成25年9月20日(金)
 京都新聞

復旧作業が始まる 高島市の洪水被害

床上浸水六十一棟、床下浸水六十八棟の被害に見舞われた高島市。鴨川の堤防が決壊し、濁流に襲われた同市鴨を歩いた。通行止めとなった道路は、復旧作業に当たる車両が通る度に決壊した堤防から下流方向を見ると、田んぼは河原のよう。辛うじて泥の中からのぞく稲穂の先端。収穫前の稲穂は倒れ、砂や泥、石が一面に堆積する。直径一メートルもあるような大木も転がっている。行き場を失った体み、玄関先には二十〜三十センチほどの魚が跳ねていて、軒先には汚れた畳や家具が並ぶ。ブロック塀はなぎ倒され、水の勢いの強さを伺わせる。辻幸二郎さん(68)は「怖い。爪痕を見つめていた。」(安永陽祐)

平成25年9月18日(水)
中日新聞

被災家屋の消毒、り災調査、宅地危険箇所調査

被災された地区の役員の方々からいただいた情報を基に、被災家屋の消毒作業を行うとともに、保険申請等で必要となるり災証明を発行するための調査や宅地等に被害のあった箇所の危険度判定調査等を実施しました。

台風18号災害から学んだこと

前萩の浜自治会長
竹中 寛さん



萩の浜自治会へは昨年の9月16日午前6時ごろに避難勧告が発令されました。萩の浜自治会は全部で5組ありますが、すぐさま私は、各組長さんへ連絡をし、避難所であるアイリッシュパークへ避難するよう伝えました。しかし、当自治会内の永田地域については、すでに浸水して避難できない状況のお宅もあり、その方々は2階へ避難するよう連絡いたしました。1日経った午後からようやく水が引いてきて、集落内に入れるようになりましたが、ひどい状況でありました。命を落とされた方やけがをされた方がいなかったことは不幸中の幸いでした。

復旧作業は自治会だけでは手に負えない状況でありましたが、発災後、ボランティアや社会福祉協議会、市職員の方々など、たくさんの方々から復旧作業に従事していただき、大変助かりました。この災害でゴミが大量に発生しましたが、当初分別したゴミでないと回収してもらえないと聞いており、どうしようかと悩んでいましたが、すぐさま分別しなくてもすべて回収するという市長さんのご決断により大変助かりました。少し残念だったのが、このような大きな被害が出ていることを、知っておられない市民がたくさんおられたことでした。

また、ボランティアの派遣要請や見舞金の

お知らせなど発災後いろいろ通知や連絡をいただきましたが、当自治会へ加入されていない方々への通知も放っておくわけにはいかず、自治会員、非自治会員に関わらず、集落内のお宅を一軒一軒回りました。さらに、萩の浜自治会には別荘を持っておられる方々も多くおられ、浸水したと思われる方々に対して、電話やハガキにて通知をし、感謝の言葉も多数いただきました。

萩の浜自治会には、早くから自主防災組織はありましたが、いつ災害が起こっても対応できるように機能していないのが、現状でありました。しかし今年の台風11号の時にも、避難勧告が発令されましたが、その際はすばやく避難所へ避難することができ、昨年の教訓が活かされつつあると感じております。

災害はいつやってくるかわかりませんが、隣近所が助け合える組織づくりが大事だと痛感しました。どんな形でもいいので、何かしら自治会と関わっていただき、同じ地域内の助け合いの輪をもっと広げていきたいと思っています。

被災ごみ処理対策

鴨川の決壊によって濁流が押しよせた南鴨、宿鴨、永田、出鴨地区の集落をはじめ、他の被災した地域からも多くのガレキや粗大ごみが発生しました。出されたごみの量は車載積算量で換算すると3,000トンを超える量となり、その処分が急がれました。

被災ごみの撤去は滋賀県建設業協会高島支部、分別や収集業務には高島市森林組合、高島市一般廃棄物収集運搬事業協同組合の協力・支援を得て実施しました。

また、道路側溝や路面の泥の除去は、滋賀国道事務所の散水車+ロードスイーパー+ダンプトラックをセットとして実施されました。



災害ごみの臨時集積所である高島横山グラウンドの様子

高島 水害ごみ撤去 「人の手限界」

高島市で最も深刻な浸水被害に見舞われた同市鴨では、朝から住民や市職員らが懸命の復旧作業を続けた。

同市は同日午前8時から、鴨をはじめ浸水被害を受けた5地区に職員64人を派遣。



泥を家から運び出したり、袋に入れて積み上げる住民ら。道にはまだ水が残る(17日午後1時半ごろ、高島市鴨)

午後からさらに人数を増やし、屋内に流れ込んだ泥をかき出した。濡れて使えなくなった家財の搬出などを住民と協力して行った。

木下正信さん(52)は「昼前にやっと水がひいたので、自宅の泥

かきを始めたところ、「1日2日でも終わらない」とため息をつく。清水正博さん(58)の自宅前には100個以上の土のうが積み上げられた。全部が「屋内に入った泥と家の前の道にたまった流木などがれき」だといいい、これらの撤去は「人の手でやるにも限界がある」と、支援を求めた。

(広瀬哲裕)

平成25年
9月18日(水)
京都新聞

台風18号水害

堤防決壊は想定外

高島と栗東 知事「対策が必要」

滋賀県の嘉田由紀子知事は17日の定例会見で、台風18号による大雨で県内各地に水害が発生したのを受け、「総力をあげて被害の全貌をつかみ、河川の応急、恒久措置を進めたい」と述べ、河川整備を強化する考えを示した。

嘉田知事は、高島市 対策の優先順位をつけ また、県の水害予測の鴨川と栗東市の金勝 ている中長期整備実施 地図では、決壊の被害川の堤防決壊について 河川に関して「領域を を受けた地域で浸水の「想定していなかった 増やして確実に流す対 想定がないケースもある場所」とし、県が治水 策が必要」と述べた。 したが、嘉田知事は、地



堤防が決壊した鴨川を視察する嘉田知事(手前右)と、案内し説明する福井市長(その左)――高島市宮野

図通りの浸水となった地域もあった。見直しはせず、その時に応じてプラスチックの情報が重要というものが今回の教訓」と話した。

18日開会の9月定例会に提案する流域治水推進条例案につ

高島被災地「激甚指定目指す」

嘉田由紀子滋賀県知事は17日午後、高島市を訪れ、福井正明市長の案内で、市南部に浸水被害をもたらした川の堤防の決壊場所や、被害が特に深刻な同市鴨地域を視察した。

嘉田知事は早期復旧に当たると強調し、激甚災害指定を目指し交渉する意向を示し

ても「油断していると洪水が起ころ。県民に呼び掛ける大きなきつかけになる」と強調した。国が天津市の瀋陽川洗堰を16日未明、41年ぶりに全閉したことについては、「下流の地域を守るため、ある程度は受忍するが、今後影響は最小化してほしいと国に申し入れる」とした。

平成25年9月18日(水)京都新聞

激甚指定目指す

嘉田知事は、堤防が崩れた同市宮野の鴨川を視察。福井市長が決壊時の状況や、過去にも付近の橋が流れたことなどを説明し、「一刻も早く河川整備を」と求めた。嘉田知事は被害規模や避難者数を尋ね、「条件面から交渉の必要がある」とし

ながらも、「激甚指定にすれば早期復旧できると指定に動く姿勢をみせた。 続いて最も被害の大きかった鴨地域に入り、被害住民を見舞いながら「県の責任で応急措置から復旧まですぐに対応します」と声を掛けた。(広瀬哲裕)

大津市と高島市へ 県職員55人を派遣 ぎょう、あす

県防災危機管理局は二十日、台風18号による大雨で大きな被害を受けた大津市と高島市に県職員を派遣すると発表した。

大津市の藤尾地区に五人、高島市の南鴨地区などに五十人を、二十一、二十二の両日にわたって派遣する。両市からの要請を受けた措置。県が今回の台風の被災地に職員を派遣するのは初めて。

平成25年9月21日(土)中日新聞

第4章

支援活動



● ボランティアによる支援活動

今回の被害を受けて、市職員や地元住民だけでは復旧作業が追い付かない中、高島市災害ボランティア活動連絡協議会や高島市社会福祉協議会を中心として、高島市災害ボランティアセンターを開設し、災害ボランティアの募集と受付を行いました。

市内はもとより市外、県外からも多数のボランティアの方々が駆け付け、泥出し等の作業を行っていただき、ようやく応急復旧に目途がつけました。延べ2,862人の方々にボランティアとして参加していただきました。

＜ボランティア参加者数＞(平成25年9月18日(水)～10月27日(日))

市内	マキノ	今津	朽木	安曇川	高島	新旭	各種団体等	合計
延べ人数	101	266	72	304	410	282	90	1,525

県内				県外			
大津市	249	東近江市	35	京都府	130	香川県	1
長浜市	98	湖南市	8	大阪府	62	愛媛県	1
草津市	94	米原町	57	兵庫県	60	福岡県	1
守山市	36	愛荘町	7	和歌山県	73	佐賀県	1
栗東市	9	豊郷町	2	奈良県	15	大分県	1
野洲市	25	日野市	10	岐阜県	1	宮崎県	2
竜王町	7	多賀町	1	愛知県	4	神奈川県	26
彦根市	91	甲賀市	1	福井県	3	静岡県	1
近江八幡市	23			三重県	23	東京都	170
延べ人数	合計 753			鳥取県	1	宮城県	2
				岡山県	6		
				延べ人数	合計 584		



中学生による
ボランティア活動



側溝の泥出し



住家の泥出し



ボランティア同士のミーティング



ボランティアの方々からの「たかしまおうえんメッセージ」

災害ボランティアセンター運営に参加して

高島市災害ボランティア活動
連絡協議会 西川利政さん



例年の高島市総合防災訓練開催時に災害ボランティアセンターの運営訓練を高島市社会福祉協議会の指導の下、実施していました。平成25年の台風18号の襲来で鴨川が決壊し、9月17日から10月末まで実際にボランティアセンターの運営に携わることになりました。2,800人(ボランティアセンター受付の人数)を超えるボランティアの皆さんの熱い姿勢に圧倒されながら活動を行いました。

どろんこになりながら熱心に活動するボランティアの皆さんと接し、人々の真心の暖かさに触れ感動の毎日を送ることができました。

この経験は私にとって大きな収穫でした。今回は被災地が限られた場所でセンターの運営には道路状況も良く、他地域(社協関係)からの応援も多くあって環境は良かったように思います。

万一広域で被災した場合は、こんなものではないことが想像できました。この経験をより多くの方に伝えたいと考えています。



ボランティアセンター受付



ボランティアの受付



スコップなどの道具を手に被害地区へ



県内外から駆けつけてくださったボランティアの方々

高島市災害ボランティアセンターと今後

高島市社会福祉協議会
西村一真さん



昨年の台風18号は、高島市でも近年まれに見る災害の爪あとを残し多数の方々の「くらし」にダメージをもたらしました。

高島市社会福祉協議会では、高島市災害ボランティア活動連絡協議会と共に、災害ボランティアセンターを開設しました。高島市災害ボランティア活動連絡協議会の皆さんとは、毎年総合防災訓練で災害ボランティアセンター設置運営訓練を実施していることもあり、今回の災害ボランティアセンター運営に際し、受付

班や機材班、車両班などと連日、仕事や家事の合間をぬって駆けつけてくださり、非常に大きな力となって下さいました。

また、災害支援にと多数のボランティアの方々が駆けつけて下さり、市内、県内、県外と各地から総勢2,862名ものボランティアさんによる支援を頂きましたが、そのうち約半数が市民の皆さんであったという事は今後の高島市の「防災」を考える上での大きな原動力の一つではないでしょうか。災害そのものをなくすことはできませんが、市民が協力し被害を少なくする「減災」はできると信じています。

今回の経験を未来に伝え、そして今後に活かしていく事がこれからの私達の使命だと強く感じました。



18日午後2時半ごろ、高島市鴨

復旧へ ボランティア始動 台風18号禍高島

台風18号による豪雨で深刻な浸水被害を受けた高島市南部で18日、市社会福祉協議会が募った復旧作業のボランティアが活動を開始した。初日は市内を中心に約80人が集まり、客室の内外にたまった泥や濡れた家財道具の搬出などを行った。18、21、23、24、25面に関する記事

市社協や市にボランティアの申し出が複数あり、被災住民からの支援要請も多いため、県内在住・在勤・在学者に限って受け入れることにした。

ボランティアは60戸超の床上浸水の被害が出た同市鴨を中心に作業。1班4、5人に分かれ、事前に支援要請を行った家に入り、泥をかき出し、畳やたんすなどの家財道具を運び出した。午後の空いた時間を利用して参加したという同市安曇川町の横江重則さん(52)は「想像以上に被害がひどい。少しでも助けになれば」。支援を受けた清水牧子さん(56)は「この2日間、作業が進まず、途方に暮れていた。本当に助かる」と笑顔を見せた。

一方、市は温泉などのある指定管理施設4カ所の協力を得て18日から、浸水や断水などで自宅入浴ができない被災者を対象に、浴場の無料開放を始めた。30日まで続ける。問い合わせは市災害対策本部広報班(074-025)8114。(広瀬哲裕)

平成25年9月19日(木) 京都新聞

被災者に無料で入浴施設を開放
高島市、今月末まで
高島市は18日、台風18号による豪雨で自宅が浸水したり水道が断水したりして自宅に入浴できない市内の住民を対象に、市内のノ町牧野の「マキノ高湯」の四施設。受け付浴施設を無料開放する。原温泉(ささぎ)、同市名前、被災状況を記入する。温泉施設側からノ白谷温泉八王子 提案があった。(安永陽祐)

平成25年
9月19日(木)
中日新聞

困ったときはお互い様

ボランティア活動を通じて学んだこと

高島学園 高島中学校
8年生 清水梨紗さん



平成25年9月16日、テレビでおじいちゃんが住んでいる鴨が大変なことになっているのを知りました。あの日は、私の住んでいる鶴川でも家の横の川から水が溢れ、道路が川のようにになっていたのをはっきりと覚えています。

生徒会がボランティア参加を募っていたので、迷うことなく自分ひとりで参加を決めました。元々ボランティアに興味がありましたが、参加したことはなく、今回が生まれて初めてのボランティア活動でした。

私は市内で大きな被害が出た南鴨地区で計3回ボランティアに参加しました。残暑の中での作業になり、地区内や被害に遭った家の中はほこりが舞いゴミや土砂が散乱していま

した。南鴨地区はほとんどの家で床下浸水しており、床上浸水した家もたくさんありました。水に浸かってしまった家具を外に運ぶ作業や泥のかき出し作業は、思っていたよりも大変でした。しかし、初めてボランティアに参加した日と2日目、3日目を比べると、土砂やガレキが減っていき復旧が少しずつ目に見えて進んでいるのが実感でき、達成感に繋がりました。泥は重くて次の日に筋肉痛になりましたが、もういやだとは思いませんでした。

私は高島が好きです。ずっとここに住みたいと思っています。今回の災害を踏まえ、非常用持出袋を家庭内で用意するようになり、自主防災に努めています。全国から多くの方々が高島にボランティアに来ていただいたことを知ったときは、とても嬉しくなりました。地域を問わずみんなで助け合うことの大切さを学びました。今回は私の住んでいる高島が被害に遭いましたが、他の地域で同じようなことが起こったら、今度は私が全国の皆さんに恩返しをしたいと思っています。

災害は、ささえあう心のスイッチを押す

米原市 膽吹憲吾さん



高島市で台風18号による災害が起こり、知っている社協職員さんや、NPO関係者の方の顔が思い浮かび、いてもたってもいられなくなりました。「力になりたい」という衝動が一気に大きくなっていった気持ちが今でも忘れられません。

地元、米原市社協が多くの職員を派遣している中で、災害ボランティアを募集していた。現場では、豪雨によって田んぼから流れてきた泥につかった家の泥掻き作業をさせてい

ただきました。終わりが見えないつらい仕事でしたが、市外から集まったたくさんのボランティアの方が、地元の方に「元気出してください」「一緒にがんばりましょう」と声をかけあって作業されていたのが印象的でした。私自身もそうでしたが、「いつ自分のまちが災害に遭うかもしれない」と思い、市を超えて、ささえあうことの大切さを高島市の水害の現場から教えられた気がします。

ご縁あって、私は現在、米原市社協の職員として地域防災を考える立場にいます。災害は誰もが苦難する経験ではありますが、ささえあう心のスイッチを押す大事な場面だということ、高島市の災害ボランティア経験から多くの市民の皆さんにお伝えしたいと思っています。

● 支援制度について

今回被災された方々の生活が一日でも早く再建できるよう、さまざまな支援制度を設けました。

台風18号被災者支援制度一覧 ※課名等は平成25年度のもの

今回の災害においては国の被災者生活再建支援法は適用されませんが、市においては、「高島市り災見舞金」を一定以上の被害を受けた世帯に交付したほか、県において平成25年台風18号滋賀県被災者生活再建支援金が創設され、被災された世帯へ支援金が交付されました。

その他にも、滋賀県共同募金会災害見舞金や滋賀県台風18号災害義援金が交付されました。

<見舞金・支援金等>

支援施策名	支援内容	対象者数等	支援施策の状況						
			合計	マキノ地域	今津地域	新旭地域	朽木地域	安曇川地域	高島地域
高島市り災見舞金 【担当窓口】健康福祉部社会福祉課	災害により、居住する家屋に全壊、流失、大規模半壊、半壊(床上浸水)の被害を受けた場合、世帯に対して次の見舞金を交付。 全壊・流失10万円 大規模半壊5万円 半壊(床上浸水)3万円	83件	83件	—	1件	—	7件	8件	67件
滋賀県被災者生活再建支援制度	県内において、台風18号により、住宅被害を受けた世帯に対し、支援金を交付。 交付額は、以下の2つの支援金の合計となる。 (世帯人数が1人の場合は、各該当項目の金額の4分の3の金額)								
基礎支援	<支給額> 全壊・解体100万円 大規模半壊50万円 半壊35万円 床上浸水25万円	90件	90件	—	1件	—	8件	8件	73件
再建支援	<支給限度額> 建設・購入200万円 補修100万円 賃借50万円 補修(床上浸水)25万円 賃借(床上浸水)25万円	90件	46件	—	0件	—	5件	2件	39件
滋賀県共同募金会災害見舞金 【担当窓口】高島市共同募金委員会	災害により、家屋が流失、倒壊、床上浸水した場合、1世帯につき2万円の見舞金を交付。	83件	83件	—	1件	—	7件	8件	67件
滋賀県台風18号災害義援金(一次配分)		83件	83件	—	1件	—	7件	8件	67件

<貸付金>

○生活福祉資金貸付制度

【担当窓口】高島市社会福祉協議会

災害により家屋、家電等の損失を受け、修繕や購入に必要な費用の工面に困っておられる低所得者世帯に、臨時に必要な費用を貸し付ける。〈貸付限度額〉150万円(緊急小口貸付10万円)。

○母子寡婦福祉資金の償還の特例

【担当窓口】健康福祉部子ども局子育て支援課

事業開始資金、事業継続資金または住宅貸付を受けている方について、災害により家屋の全壊、流出、半壊、床上浸水またはこれに準ずる被害を受けた場合、資金の償還にかかる据置き期間の延長や償還の猶予を行う。

<税金等の減免>

支援施策名	支援内容	対象者数等	支援施策の状況						
			合計	マキノ地域	今津地域	新旭地域	朽木地域	安曇川地域	高島地域
個人住民税の減免 【担当窓口】総務部税務課	災害により被災された方について、所得状況等に応じ、個人住民税の納付が著しく困難であると認められる場合には、減免が受けられる場合がある。	59件	59件	—	—	—	2件	4件	53件
固定資産税の減免 【担当窓口】総務部税務課	災害により被害を受けた土地、家屋、償却資産について、固定資産税の減免が受けられる場合がある。	123件	120件	—	1件	—	9件	14件	96件
国民健康保険税の減免 【担当窓口】総務部税務課	災害により住宅が全壊・半壊・床上浸水された場合等には、減免が受けられる場合がある。	36件	36件	—	1件	—	3件	5件	27件
県税の減免 【相談窓口】総務部納税課内滋賀県西部県税事務所高島納税課	災害により、被害を受けた場合は、県税(個人事業税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税)の申告・納付等の期限延長、軽減措置、納税の猶予の制度が設けられている。	相談件数60件	23件	—	—	—	—	—	23件
後期高齢者医療制度保険料の徴収猶予・減免 【担当窓口】健康福祉部保険年金課	災害により、住宅等に被害を受けられた場合、保険料の徴収猶予、減免される制度に該当する場合がある。	7人	7人	—	—	—	—	—	7人
介護保険料の徴収猶予・減免 【担当窓口】健康福祉部長寿介護課	介護保険第1号被保険者またはその属する世帯の主たる生計維持者が、災害により住宅等に著しい損害(床上浸水以上)を受けられた場合、介護保険料が徴収猶予および減免される制度がある。	80人	80人	—	2人	—	5人	6人	67人
介護保険利用者負担額の減免 【担当窓口】健康福祉部長寿介護課	要介護者等またはその属する世帯の主たる生計維持者が、災害により住宅等に著しい損害(床上浸水以上)を受けた場合、介護保険給付の利用者負担額10%のうち7%を減免。	11人	10人	—	—	—	—	3人	7人
上水道使用料の減免	浸水被害を受けられた上下水道使用者(り災台帳登録者)を対象に、9月16日から11月20日(11月検針日)までの期間の使用水量について、昨年同月期の使用水量と比較して超過した水量を減免。	申請件数115件	104件	—	1件	—	5件	2件	96件
下水道使用料の減免	【必要書類】上下水道使用料減免申請書 【担当窓口】上下水道部経営課	申請件数115件	80件	—	—	—	4件	—	76件

○国税の取扱いについて

災害により被害を受けた方は、所得税の軽減・免除が受けられ、税務署で手続を行うことで所得税が還付となる場合がある。そのほか、源泉所得税の徴収猶予や還付、廃車となった自動車の自動車重量税の還付などの特例がある。

〈住宅〉

支援施策名	支援内容	対象者数等	支援施策の状況						
			合計	マキノ地域	今津地域	新旭地域	朽木地域	安曇川地域	高島地域
浸水家屋の消毒	家屋内外へ流れ込んだ泥やガレキの撤去を行った後に、家屋内の衛生を保つため、消毒作業を行った。	218件	218件	3件	10件	7件	19件	32件	147件
市営住宅への緊急入居 【担当窓口】 土木交通部 都市計画課	被害が大きかった高島地域においては、市営住宅への緊急入居も行き、市民の方の住居の確保を行った。 災害により住宅が居住不能となった場合に、一時的に市営住宅を提供。ただし、電気、ガス、水道等は個人負担。	4世帯9人 全世帯 退去済 最終 退去日 11/9							4世帯9人

○県営住宅への緊急入居(一時使用)および入居相談

【担当窓口】滋賀県土木交通部住宅課

災害により住宅が居住不能となった場合に、一時的に県営住宅を提供。ただし、電気、ガス、水道等は個人負担。

○宅地防災工事資金融資制度

災害により、地方公共団体から宅地を土砂による災害から守るための工事を行うよう勧告または改善命令を受けた方で、擁壁や排水施設の修理を行う場合に住宅支援機構から低利の融資が受けられる。

〈障がい者(児)〉

○特別障害者手当・障害児福祉手当等の特例措置

【担当窓口】健康福祉部障がい福祉課

災害により、家屋の全壊、半壊等財産に著しい損害を受けた場合、所得制限による特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の支給停止者に対して、損害を受けた月から翌年の7月まで手当を支給。

○特別児童扶養手当等の特別措置

【担当窓口】健康福祉部子ども局子育て支援課

災害により、家屋の全壊、半壊等財産に著しい損害を受けた場合、所得制限による特別児童扶養手当の支給停止者に対して、損害を受けた月から翌年の7月まで手当を支給。

○障がい福祉サービスにかかる利用者負担額の減免

【担当窓口】健康福祉部障がい福祉課

障がい福祉サービス受給者またはその属する世帯の主たる生計維持者が、災害により住宅等に著しい損害(床上浸水以上)を受けた場合、障がい福祉サービス利用者負担額10%のうち7%を免除。

○訪問入浴サービス事業等の利用者負担金の減免

【担当窓口】健康福祉部障がい福祉課

訪問入浴サービス事業等(移動支援事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター事業)受給者またはその属する世帯の主たる生計維持者が、災害により住宅等に著しい損害(床上浸水以上)を受けた場合、利用者負担額5%のうち2%を免除。

〈高齢者関係〉

支援施策名	支援内容	対象者数等	支援施策の状況						
			合計	マキノ地域	今津地域	新旭地域	朽木地域	安曇川地域	高島地域
高齢者インフルエンザ予防接種費用の還付 【担当窓口】 健康福祉部 健康推進課	被災者(床上浸水以上)で、65歳以上の方および60歳以上65歳未満の方で心臓、じん臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方(身体障害者手帳1級の方)が、医療機関で負担されたインフルエンザワクチンの接種費用について、自己負担分を還付。	15件	15件		2件		1件	1件	11件
養護高齢者一時保護措置		2人	2人 2名とも 退去済 最終 退去日 2/16						2人

〈子ども関係〉

支援施策名	支援内容	対象者数等	支援施策の状況						
			合計	マキノ地域	今津地域	新旭地域	朽木地域	安曇川地域	高島地域
高島市就学援助費給付制度 【担当窓口】 教育委員会事務局 学校教育課	災害により、家屋等に甚大な被害(床上浸水以上)を受け、経済的に就学が困難となった児童・生徒の保護者に、学用品費・通学用品費・校外活動費・修学旅行費・医療費・学校給食費の援助を行う。	— 18人	—	—	—	—	1人	—	17人
保育園・幼稚園の入園者にかかる保育料の減免 【担当窓口】 健康福祉部子ども局 子育て支援課	風水害等により、生活の基盤となる資産に重大な損害(床上浸水以上)を受けたと認められる場合、入園者の保育料を一律2分の1に減額。減免期間は、損害を受けた月から6か月間。	4件 4件	—	—	—	—	—	—	4件
保育の特例措置 【担当窓口】 健康福祉部子ども局 子育て支援課	風水害等の災害に被災し、保護者のいずれもが災害復旧に当たっており、家庭において保育が困難であると認められる場合、就学前児童を保育園に受け入れます。入園期間は、損害を受けた日から最長6か月。	1件 1件	—	—	—	—	—	—	1件
学童保育所の入所料および保育料の減免 【担当窓口】 健康福祉部子ども局 子育て支援課	風水害等により、生活の基盤となる資産に重大な損害(床上浸水以上)を受けたと認められる場合、入所料および保育料を一律2分の1に減額。減免期間は、損害を受けた月から6か月間。	1件 1件	—	—	—	—	—	—	1件

○学童保育所通所の特例

【担当窓口】健康福祉部子ども局子育て支援課

風水害等の災害に被災し、保護者のいずれもが災害復旧に当たっており、家庭において保育が困難であると認められる場合、小学生児童を学童保育所に受け入れる。入所期間は、損害を受けた日から最長6か月。

○児童扶養手当等の特別措置

【担当窓口】健康福祉部子ども局子育て支援課

児童扶養手当支給対象者のうち、所得制限により手当の減額または支給停止されている方について、災害により所有する財産の2分の1以上の損害を被ったときに、一時的に手当を全額支給。ただし、電気、ガス、水道等は個人負担。

〈企業への支援〉

施設または設備の損壊等何らかの物的損害が発生した中小企業を対象に、設備資金や運営資金の融資を行いました。

支援施策名	支援内容	対象者数等	支援施策の状況						
			合計	マキノ地域	今津地域	新旭地域	朽木地域	安曇川地域	高島地域
滋賀県制度融資「セーフティネット資金」 (平成25年 台風18号被害関連) 【相談窓口】 高島市商工会	台風18号により、施設または設備の損壊等何らかの物的損害が発生した中小企業を対象に、復旧のための設備資金や運転資金を最高8,000万円まで、年1.1%の利率で融資が受けられる。	— 10件	—	—	—	—	—	—	10件
高島市緊急経済支援事業 【担当窓口】 産業経済部 商工振興課	台風18号により被害を受けた事業所を支援する。 〈信用保証料補給補助金〉事業者がセーフティネット資金(台風18号被害関連・滋賀県制度融資)を利用する際に必要となる信用保証料の1/2を補助。 〈利子補給補助金〉セーフティネット資金(台風18号被害関連・滋賀県制度融資)に係る利子について、借入から1年間に限り、1/2を補助。	10件 10件	—	—	—	—	—	—	10件

<農業>

支援施策名	支援内容	対象者数等	支援施策の状況						
			合計	マキノ地域	今津地域	新旭地域	朽木地域	安曇川地域	高島地域
被災者向け経営 体育成支援事業		—	9 経営体	—	—	—	3 経営体	3 経営体	3 経営体
土地改良事業 (市単独)補助金 (台風18号災害関連事業) 【担当窓口】 産業経済部 農業振興課	台風18号により被災した農地、農業用施設または獣害防止柵を区、農事組合、土地改良区等が災害復旧事業に取り組んだ場合に、その費用の一部について補助金が受けられる。 農地65% 農業用施設80% 獣害農施策80%	—	52 件	1 件	9 件	3 件	15 件	7 件	17 件

<災害ごみ>

支援施策名	支援内容	対象者数等	支援施策の状況						
			合計	マキノ地域	今津地域	新旭地域	朽木地域	安曇川地域	高島地域
災害ごみの処分 手数料の免除 【担当窓口】 市民環境部環境政策課	災害ごみを環境センターに搬入された場合の処分手数料は免除。	—	131 件	—	—	—	56 件	1 件	74 件

<その他>

支援施策名	支援内容	対象者数等	支援施策の状況						
			合計	マキノ地域	今津地域	新旭地域	朽木地域	安曇川地域	高島地域
り災証明書の 発行	今回被害を受けられた世帯に対して、市では各住家の被害調査に回り、住家が全壊・半壊・床上浸水・床下浸水等の被害にあった方に「り災証明」を発行した。この証明は、災害に関する各種支援制度の申請等に使用された。	—	198 件	1 件	4 件	2 件	14 件	21 件	156 件
台風18号 災害復旧支援に かかる寄付金	台風18号災害復旧支援にかかる寄付金、滋賀県市長会災害見舞金が高島市に交付された。この寄付金等は災害復興のために使用された。	寄付 件数 14 件	合計 1,531,943円						
滋賀県市長会 災害見舞金		—	合計 941,000円						
被災者 相談窓口の設置 【担当窓口】 市民環境部生活相談課	台風18号被害についての相談窓口	—	相談 件数 88 件						
滋賀県からの 技術職員派遣等		土木課 4人	平成25年12月末で終了						
		農業 振興課 4人	平成26年3月28日で終了						
		森林 水産課 10人	平成25年12月末で終了						

第5章

課題と今後の対策



台風18号による災害対応について、多様な視点から検証を行ったところ、5つの課題等が浮び上がってきました。今後、同様の災害が発生した際、迅速かつ適切に行動できるように、これら課題を克服すべく、5つの対策を進めることとしました。

高島市における 台風18号災害の課題と対応

課題1 避難勧告等の 判断基準の明確化を図ることが必要

河川水位は避難勧告等を発令するうえで大きな判断要因となるものですが、市内において、水防法で定める水位周知河川は安曇川のみであるため、安曇川を除くその他の主要河川(鴨川・石田川・百瀬川・知内川)については、避難判断水位、はん濫危険水位が設定されておらず、避難勧告等の基準が明確になっていない状況にあります。台風18号においては、大雨によって市内河川の水位が非常に上昇したため、いくつかの地区に避難勧告を発令しましたが、より適切な段階での避難勧告等の発令に向けて課題が残りました。

対策1-1 主要河川における判断水位等の設定

国・県・市でつくる「高島地域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会」において、その他の主要河川(鴨川・石田川・百瀬川・知内川)についても目安となる水位設定の検討に取り組んでいます。現在のところ鴨川および石田川において避難判断水位が2.5m、はん濫危険水位を2.9mに設定することとなりました。

なお、百瀬川、知内川につきましては、引き続き検討を行ってまいります。

対策1-2 河川の増水状況等をリアルタイムで監視

河川の増水状況等をリアルタイムで監視できるよう、県において新たに河川監視カメラを石田川(大床)、安曇川(常安橋)、鴨川(検討中)に設置いただく予定となっています。

課題2 参集職員の人員確保 (参集段階を早めること)が必要

これまで災害発生のおそれが生じた場合には、災害警戒本部体制(第2配備)を構築し、災害警戒にあたることとし、この体制を構成する職員は参事以上の者(約270名体制)としていたましたが、降雨量の急激な増加や広範な地域での災害発生などもあり、迅速な災害初動対応の実施が課題となりました。

対策2 災害を警戒する段階での参集職員を増強

従前は災害警戒本部体制時の職員参集基準を参事以上の者としておりましたが、参集基準を見直し、第2配備から主任以上の職員(従前の約270名体制から約370名体制に増強)が参集し、災害警戒にあたることとしました。

課題3 全職員の災害時の 心構えや危機管理意識の向上が必要

市職員は、まず、災害時には自分の身の安全を図り、家族の安否確認が出来たら、その時点から市職員は被災者の立場ではなくなり、各自が受け持つ役割に応じて災害対応に当たらなければなりません。台風18号の災害時には、危機管理意識が低い職員もあり、組織的で迅速かつ適切な災害対応の実施が課題となりました。

対策3 全職員を対象に防災研修を実施

各職員の危機管理意識の向上、初動対応の確認、役割分担等の徹底などを行うため、本年から防災研修の対象を全職員に拡充して実施することとしました。

課題4 地域単位での防災訓練の実施が必要

市では、これまで年に3回の防災訓練(土砂災害訓練、総合防災訓練、原子力防災訓練)を実施してきましたが、訓練実施場所は毎年、各地域の回り番で変更するため、災害現場の前線基地となる各地区本部(支所・振興室)での防災訓練は、基本的に数年に1回しか開催されず、実働を伴う防災訓練を経験していない職員もいて、災害対応の迅速な実施に課題が残りました。

対策4 地域の実情にあった防災訓練を毎年実施

全支所・振興室において、いつ災害がやっても、すべての職員が迅速に地域の実情にあった災害対応にあたるように本年から、毎年各地区本部で必ず防災訓練を実施することとしました。

課題5

共助の要となる 地域の防災力を高めることが必要

市では、これまでも各区・自治会に対し、防災出前講座を実施し、地域防災力の向上を図ってきました。しかし、高齢化が進む本市において大規模災害に迅速に対応していくためには、共助の要となる区・自治会や自主防災組織の防災力の向上、各区・自治会等における防災リーダーの育成が課題となりました。

対策5

関係機関との協働で 自主防災組織、防災リーダー育成対策を充実

地域の自主防災組織の防災力の向上、防災リーダーの育成を図るため、平成25年度においては、高島市災害ボランティア活動連絡協議会と協働で「みんなでやろう! 地域防災力向上事業」を実施し、防災こんだん会などを各地で開催しました。

また、平成26年度においては、高島市災害ボランティア活動連絡協議会、高島市社会福祉協議会、高島市教育委員会、高島市政策部総合防災局の4者による協働で防災リーダー研修会を実施し、基礎講座、災害図上訓練(DIG)、避難所運営訓練(HUG)を実施しました。



防災リーダー研修の様子



第6章

防災啓発



台風18号から、 私たちは多くの教訓を得ました。

15日の19時には、気象庁により大雨警報が発表され、さらに21時過ぎには洪水警報が発表されました。さらに大きな被害の発生の恐れがあり、高島市では災害警戒本部を立ち上げました。道路の寸断や川の氾濫が各地で発生するも、人的被害は幸いにして回避することができました。

- 河川水位が上昇し危険な状態となったため、16日午前3時という深夜でありましたが、避難勧告を発令しました。
- すでに河川の決壊などにより、大量の水が浸入し、屋外へ避難できる状態ではなかった地域もありました。
- 屋外へ避難が困難なところは、家の2階など高いところに避難しました。
- 災害の可能性のある地域や、いつもと違うと感じた時にはいち早く避難することが大切です。
- そのためには、普段から気象情報に敏感になり、状況の悪化を感じた時には、いち早く避難行動をとることが重要です。
- 非常持ち出し品はいつでも背負えるように準備しておくことが大切です。

● 備えあれば憂いなし!!

非常持ち出し品
両手のあくリュックサックがいいぞ!!

荷物の量は、男性は15kg
女性は10kgが目安です

水や非常食は3日分が目安です
年に一度保存期限をチェックしよう

消毒と傷の手当などができるよう
救急医薬品

風水害への対策として
カッパ
つえ・ロープ

小銭も用意しましょう
貴重品

年に一度は電池のチェックを忘れずに
懐中電灯

頭部を守り、体温を保てるように
その他

正確な情報の収集が大切
ラジオ

万能ナイフ

**防災情報を
アナタのケータイへ**

**メール配信サービス
リアルタイム高島**

携帯電話やパソコンへの登録制のメール配信サービスを行っています。詳しくは市のホームページをご覧ください。

【防災情報のお知らせ内容】地震・土砂災害・避難情報など自然災害に関する情報をお知らせします(気象庁の発する「緊急地震速報」は含まれていません)。情報の内容により、深夜・早朝に配信される場合があります。

【登録方法】左の登録用アドレスに、空メールを送信してください。その後送られてくるメールの案内に従って登録手続きを行ってください。

※迷惑メール受信対策をされているとメールが届かない場合があります。@mpme.jp および @takashima.lg.jp からのメールを受け取れるよう設定をしてください。

〈登録用アドレス〉 real.bousai@mpme.jp

※災害情報は、メール配信サービスや防災行政無線のほか、滋賀県土木防災情報システム等のホームページや、テレビ(NHKのデータ放送)などでも、確認することができます。自分にあった手段で情報を入手しましょう。

● 避難の心得

いざという時のため、日頃から避難に必要なものを整理し、避難手順を話し合っておきましょう。

状況により、すばやく避難しましょう 避難の準備を心がけ、市からの指示があれば、すばやく避難しましょう。	外出中の家族には連絡メモを残そう 「どこどこへ避難する」といったようなメモを残しておくといいでしょう。	住所、氏名、連絡先などを記載した防災メモを持つ 特に高齢者や子どもは、事前に「何かあったら〇〇〇〇に」といったようなメモを用意し、身につけて避難しましょう。	集団で助け合おう 単独での行動は避け、近所の人たちと集団で、決められた場所へ避難しましょう。
車での避難は控えて 車は、約30cmの浸水で走行困難になります。車での避難は注意しましょう。	安全なルートで 川べり、地下歩道などは避け、できるだけ安全な広い道を選びましょう。	持ち出し品は最小限に 非常持ち出し品はリュックサックにまとめ、両手が自由に使えるようにしましょう。	避難施設では係の人の指示に従いましょう 避難施設に着いたら、住所、氏名を報告しましょう。

● 洪水時の避難方法

歩ける深さは、男性で約70cm、女性で約50cm。水深が腰まであるようなら無理は禁物です。高所で救助を待ちましょう。	水面下はどんな危険が潜んでいるかわからないので、長い棒を杖代わりにして安全を確認しながら歩きましょう。	裸足、長靴は禁物。紐で締められる運動靴がよいでしょう。	はぐれないようお互いの体をロープで結んで避難しましょう。特に子どもから目を離さないように。	お年寄りや身体の不自由な人などは背負いましょう。幼児は浮き袋等を使い、しっかり安全を確認して避難させましょう。

● 1時間雨量のイメージ 気象庁HP <http://www.jma.go.jp/jma/>

やや強い雨 10~20mm	強い雨 20~30mm	激しい雨 30~50mm	非常に激しい雨 50~80mm	猛烈な雨 80mm以上
地面一面に水たまりができ、会話が聞き取りにくくなる。 長雨になりそうなら注意が必要。	傘をさしても濡れるほどの土砂降りの雨。 小河川のはん濫や、小規模なげけ崩れの心配も。	バケツをひっくり返したような激しい雨。道路規制も行われる。 山崩れ、がけ崩れの危険地域では避難準備が必要。	滝のように降り、水しぶきで白く曇る。 土石流や多くの災害が発生しやすく、避難が必要となる場合がある。	息苦しくなるような圧迫感で恐怖を感じる。 大規模な災害が発生するおそれが高く、厳重な警戒が必要。

● 気象警報・注意報などの発表基準 (彦根地方気象台 滋賀県北部・近江西部)

大雨が予想される場合、あるいは実際に降っている場合に地方気象台が発表する情報には、下記のようなものがあります。 (平成26年5月27日現在)

注意報(大雨、洪水)	警報(大雨、洪水)	記録的短時間大雨情報	警報(土砂災害)	特別警報
<平地> 1時間雨量30mm <平地以外> 1時間雨量50mm	<平地> 1時間雨量50mm <平地以外> 1時間雨量80mm	1時間雨量90mm	土壌雨量指数基準 109	次ページ参照

※必ずしもこの順序で発表されるものとは限りません。

● 安曇川の水位と避難情報 県土木防災情報システム <http://shiga-bousai.jp/index.php>

安曇川では、常安橋と船橋で常時水位観測が行われており、下図の各水位に達した場合、市から避難等に関する情報が発表されます。その他の一級河川についても、同様に市から避難関係の情報を伝達します。

■ 水防団待機水位 → 情報発表なし

情報の発表はありませんが、市では対応準備をはじめます。

■ はん濫注意水位 → 避難準備情報

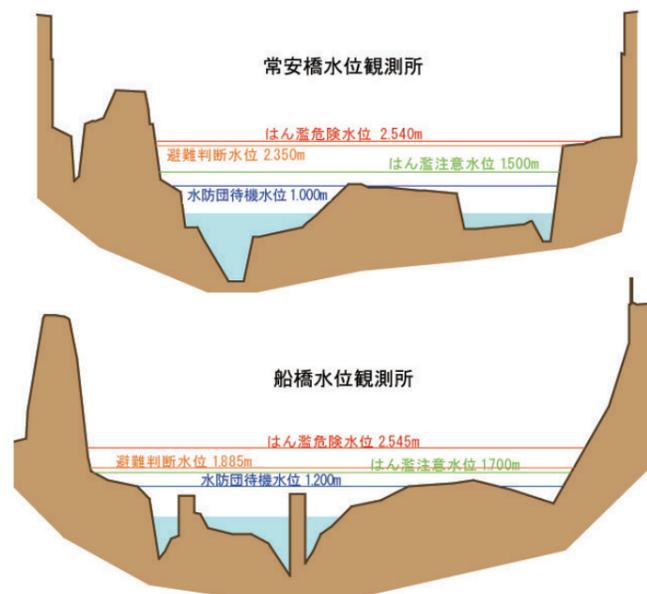
乳幼児・高齢者・障がいのある方など、避難行動に多くの時間が必要であると判断される方は避難を開始してください。その他の方も避難準備をはじめてください。

■ 避難判断水位 → 避難勧告

全ての方が避難をはじめてください。

■ はん濫危険水位 → 避難指示

ただちに避難を完了させてください。完了していない場合や避難をはじめていない方は、至近の安全な場所(高い建物や高台)へただちに逃げてください。



● 特別警報について

気象庁は、平成25年8月30日(金)に「特別警報」の運用を開始しました。

最大限の「警報」

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、「警報」を発表して警戒を呼びかけていました。平成25年8月30日からは、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表します。

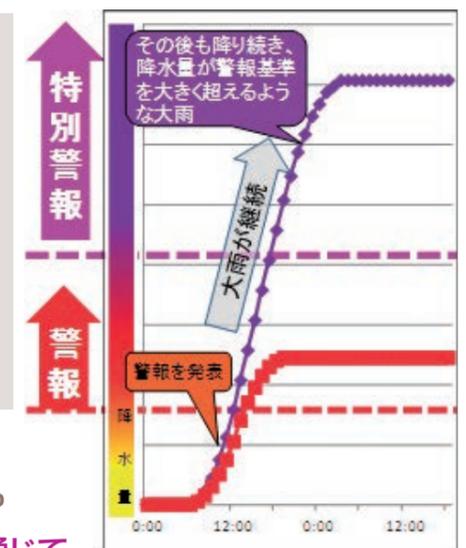
予測される「現象」

18,000人以上の死者・行方不明者を出した東日本大震災における大津波や、我が国の観測史上最高の潮位を記録し、5,000人以上の死者・行方不明者を出した「伊勢湾台風」の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらした、100人近い死者・行方不明者を出した「平成23年台風12号」のような豪雨等が予測されます。

その時の「行動」

**「特別警報」が発表されたら
ただちに命を守る行動をとってください!!**

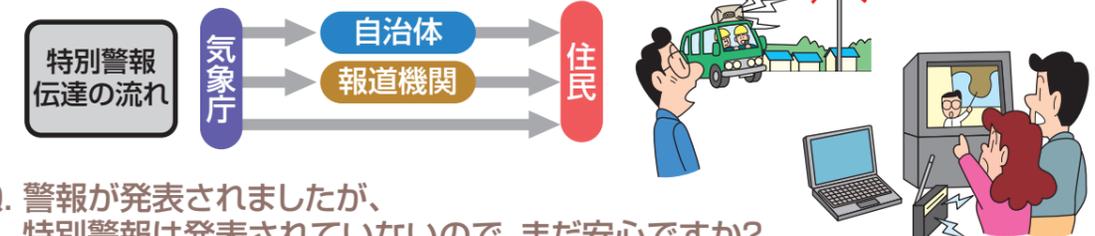
特別警報が出た場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。周囲の状況や市から発表される避難指示・避難勧告などの情報に留意し、避難所や高所への避難など、ただちに命を守るための行動をとってください。



Q. 特別警報はどのように伝えられるのですか?

A. 特別警報は、行政機関や様々なメディアを通じて伝えられます。情報収集に努めてください。

特別警報は、地域住民に対して、他の警報などの防災気象情報と同様に、市やテレビ・ラジオなどのマスメディアを通じて伝えられます。市町村に対しては、都道府県、警察、消防などの様々なルートを通じて確実に情報伝達されます。



Q. 警報が発表されましたが、特別警報は発表されていないので、まだ安心ですか?

A. 特別警報が発表されないからといって安心することは禁物です。

大災害のおそれがあるときは従来どおり警報を発表しますので、「特別警報」が発表されていなくても、最新の気象情報に注意し、市等の指示に従って避難するなど、これまでどおり警戒してください。現象の進行に応じて発表される気象情報、注意報、警報を活用して、早め早めの行動をとることが大切です。

●近年のゲリラ豪雨

急激に発達した積乱雲に伴う局地的な大雨(ゲリラ豪雨)による痛ましい事故が、近年では多く起こっています。大雨警報・注意報に至らないような雨量でも、このような事故が起こることがありますので、川の中や近くにいるときは注意が必要です。

もし、こんな場所にいたら…

川などでの釣りや水遊び	河原や川の中州でのキャンプやバーベキュー	地下をくぐる形式の立体交差(アンダーパス)	河川や下水道の工事現場

天気の変化に注意し、危険を感じたらすぐに身の安全を図ってください!!

総雨量は少なくても十数分で甚大な被害が発生することがあります

チェックすべき事	こんなときは要注意
天気予報	「大気の状態が不安定」「雷」「天気の変化」などの表現があるとき
警報や注意報	雷注意報、大雨や洪水の警報・注意報が出ているとき
レーダーなどの観測情報 (携帯電話などで入手)	周辺や上流で雨が降っているとき
空の状態	「急に真っ黒な雲が近づいてきた」「雷鳴が聞こえる」「稲光が見えた」とき
川の状態	「水かさが増えてきた」「濁ってきた」「流木や落ち葉が流れてきた」とき
看板	「危険区域には立ち入らない」などの表現があるとき

危険を感じたら、ただちに避難!!

遊んでいる子供や工事中の作業員は、周囲の状況の変化に気付きにくいので、保護者や監督者は危険を感じたら、すぐに避難を呼びかけましょう。

●土砂災害の前兆現象

土砂災害には、「がけ崩れ」「地すべり」「土石流」の3つの種類があり、これらが発生するときには、以下のような前兆現象が現われることがあります。こうした前兆現象に気づいたら、周囲の人にも知らせ、いち早く安全な場所に避難することが大切です。

崖からの落石	山からの湧水	斜面の地割れ	川の濁り

第7章

資料編



● 台風18号災害データ

＜台風18号による被害状況＞

		マキノ地域	今津地域	新旭地域	朽木地域	安曇川地域	高島地域	合計
住家被害	床上浸水 (大規模半壊)	—	—	—	1棟	—	—	1棟
	床上浸水 (半壊)	—	2棟	—	6棟	7棟	99棟	114棟
	一部損壊 (床下浸水)	2棟	18棟	26棟	22棟	36棟	79棟	183棟
	一部損壊	—	1棟	—	—	—	1棟	2棟
人的被害		※3人とも完治 消防団員等水防活動時の負傷						3人
道路・橋梁	国道・県道 (崩壊等)	— 【現在片側通行】 県道西浅井マキノ線 (海津地域)	5か所 【現在片側通行】 国道367号線 (保坂～三ツ石間)	—	11か所 【現在通行止】 県道市場野田鴨線	—	7か所 【現在通行止】 県道市場野田鴨線 【現在片側通行】 県道畑勝野線 (畑地域)	23か所
	市道 (崩壊等)	—	5か所 【現在通行止】 1か所	—	54か所 【現在通行止】 16か所	8か所 【現在通行止】 1か所	20か所	87か所
	林道 (崩壊等)	4か所	58か所	—	139か所	10か所	35か所	246か所
	橋梁 (落橋)	—	1か所 架け替えはしない が迂回路の整備 により対応する	—	—	—	—	1か所
河川	県管理 (破損等)	—	10か所	—	27か所	10か所	16か所	63か所
	市管理 (破損等)	1か所	3か所	—	8か所	2か所	2か所	16か所
農地・農業用施設	田 (流出・埋没)	—	0.78ha	—	21.03ha	0.32ha	41.92ha	64.05ha
	田 (冠水)	—	—	—	—	—	98.00ha	98.00ha
	畑 (流出・埋没)	—	—	—	0.56ha	—	—	0.56ha
	農業施設 (破損等)	2か所	39か所	6か所	119か所	40か所	94か所	300か所
その他	砂防	2か所	11か所	—	5か所	2か所	14か所	34か所
	崖崩れ	—	9か所	—	7か所	5か所	18か所	39か所
	水道施設 (破損等)	—	2か所	—	17か所	—	5か所	24か所
	水産施設 (破損等)	—	—	1か所 【湖西漁港】 エリに絡む立木 撤去	—	1か所 【安曇川のやな】 北船木漁業組合に おいて復旧準備中	1か所 【大溝漁港】 関連施設浸水解消	3か所
	学校施設 (破損等)	2か所	—	1か所	—	2か所	—	5か所
	観光施設 (破損等)	—	—	1か所	3か所	—	—	4か所
	情報通信施設 (破損等)	—	—	—	1か所	—	—	1か所
	市営住宅 (破損等)	1か所	—	—	—	1か所	1か所	3か所
	駅前広場 (シェルター屋 根の破損)	1か所	—	—	—	—	—	1か所

＜国道・県道 被害箇所一覧＞

※第2章30～31ページ位置図に●で表示

番号	路線名	地域	地先	番号	路線名	地域	地先
1	一般県道 麻生古屋梅ノ木線	朽木	地子原	12	一般県道 畑勝野線	高島	畑
2	国道367号	朽木	柄生	13	一般県道 畑勝野線	高島	畑
3	国道367号	朽木	村井	14	一般県道 市場野田鴨線	朽木	市場
4	国道367号	朽木	荒川	15	一般県道 市場野田鴨線	朽木	市場
5	国道367号	朽木	荒川	16	一般県道 市場野田鴨線	朽木	市場
6	国道367号	朽木	荒川	17	一般県道 市場野田鴨線	朽木	市場
7	国道367号	朽木	荒川	18	一般県道 市場野田鴨線	高島	武曾横山
8	国道367号	今津町	途中谷	19	一般県道 市場野田鴨線	高島	武曾横山
9	国道367号	今津町	保坂	20	一般県道 市場野田鴨線	高島	武曾横山
10	国道367号	今津町	保坂	21	一般県道 市場野田鴨線	高島	武曾横山
11	国道367号	今津町	保坂	22	一般県道 北船木勝野線	高島	武曾横山

【出典】高島土木事務所

＜市道 被害箇所一覧＞

※第2章30～31ページ位置図に●で表示

番号	路線名	地域	地先	番号	路線名	地域	地先
1	市道 上寺・太山寺線	安曇川	田中	23	市道 下大畠筒淵線	朽木	麻生
2	市道 上寺・太山寺線	安曇川	田中	24	市道 若走路線	朽木	生杉
3	市道 宿鴨南鴨線	高島	鴨	25	市道 若走路線	朽木	生杉
4	市道 南鴨集落内1号線	高島	鴨	26	市道 若走路線	朽木	生杉
5	市道 麻生大谷線	朽木	麻生	27	市道 小野峯線	朽木	大野
6	市道 上所線	朽木	麻生	28	市道 保谷線	朽木	古屋
7	市道 三ツ矢・下小川線	安曇川	下小川	29	市道 保谷線	朽木	古屋
8	市道 尾條大谷線	今津	椋川	30	市道 田中南古賀線	安曇川	南古賀
9	市道 常磐木南船木線	安曇川	西万木	31	市道 田中南古賀線	安曇川	南古賀
10	市道 柏線	朽木	柏	32	市道 地子原向所線	朽木	地子原
11	市道 柏線	朽木	柏	33	市道 富坂滝谷川線	高島	富坂
12	市道 柏線(ゲジ谷)	朽木	柏	34	市道 村井横谷線	朽木	村井
13	市道 柏線(ヘンクツ谷)	朽木	柏	35	市道 村井横谷線	朽木	村井
14	市道 三操高岩線	朽木	荒川	36	市道 白土谷線	朽木	宮前坊
15	市道 三操高岩線	朽木	荒川	37	市道 若走路線	朽木	生杉
16	市道 三操高岩線	朽木	荒川	38	市道 大倉谷線	朽木	小入谷
17	市道 田尻原線	朽木	雲洞谷	39	市道 黒谷八ツ淵滝線	高島	黒谷
18	市道 家一在所線	朽木	雲洞谷	40	市道 奥山道線	今津	角川
19	市道 大谷西線	朽木	雲洞谷	41	市道 保坂杉山線	今津	杉山
20	市道 上村線	朽木	雲洞谷	42	市道 大笹線	高島	高島
21	市道 下大畠筒淵線	朽木	麻生	43	市道 大笹線	高島	高島
22	市道 下大畠筒淵線	朽木	麻生	44	市道 天狗森線	朽木	柏

【出典】高島土木事務所

〈県管理河川 被害箇所一覧〉

※第2章30～31ページ位置図に●で表示

番号	河川名	地域	地先	番号	河川名	地域	地先
1	鴨川	高島	鴨	30	安曇川	朽木	栃生
2	鴨川	高島	宮野	31	針細川	朽木	小川
3	鴨川	高島	宮野	32	針細川	朽木	平良
4	鴨川	高島	武曾横山他	33	針細川	朽木	平良
5	鴨川	高島	武曾横山	34	針細川	朽木	桑原
6	鴨川	高島	富坂	35	針細川	朽木	古屋
7	鴨川	高島	富坂	36	針細川	朽木	古屋
8	鴨川	高島	富坂	37	針細川	朽木	古屋
9	鴨川	高島	黒谷	38	針細川	朽木	古屋
10	鴨川	高島	黒谷	39	針細川	朽木	中牧
11	鴨川	高島	黒谷	40	針細川	朽木	小入谷
12	須川	高島	黒谷	41	針細川	朽木	小入谷
13	須川	高島	黒谷	42	北川	朽木	市場
14	小田川	高島	勝野	43	北川	朽木	地子原
15	和田打川	高島	勝野	44	北川	朽木	雲洞谷
16	鯉川	高島	永田	45	北川	朽木	雲洞谷
17	安曇川北流	安曇川	北船木	46	北川	朽木	能家
18	安曇川北流	安曇川	北船木	47	麻生川	朽木	麻生
19	安曇川	安曇川	南船木	48	麻生川	朽木	麻生
20	安曇川	安曇川	北船木	49	麻生川	朽木	麻生
21	安曇川	安曇川	川島	50	椋川	今津	椋川
22	安曇川	安曇川	中野	51	寒風川	今津	椋川
23	安曇川	安曇川	上古賀	52	寒風川	今津	椋川
24	安曇川	朽木	荒川	53	寒風川	今津	椋川
25	安曇川	朽木	柏	54	寒風川	今津	椋川
26	安曇川	朽木	古川	55	天増川	今津	天増川
27	安曇川	朽木	大野	56	石田川	今津	梅原
28	安曇川	朽木	村井	57	石田川	今津	南生晃
29	安曇川	朽木	村井				

【出典】高島土木事務所

〈市管理河川 被害箇所一覧〉

※第2章30～31ページ位置図に●で表示

番号	河川名	地域	地先	番号	河川名	地域	地先
1	寒風川	今津	椋川	6	猪谷	朽木	村井
2	与助谷川	朽木	麻生	7	大筑波川	安曇川	中野
3	漁道川	高島	勝野	8	熊の谷	朽木	能家
4	尾條ヶ谷	今津	椋川	9	畑谷	朽木	栃生
5	鯿本川	安曇川	下小川				

【出典】高島土木事務所

過去の災害

〈市内の主な風水害履歴〉

本市において過去に被害をおよぼした主な風水害は、以下のとおりです。
特に昭和28年の台風13号、昭和36年9月の第2室戸台風では甚大な被害が発生しました。

災害名・状況	被害の状況
豪雨 (明治29年9月) 過去82年間で最大の豪雨 9.11暴風雨	今津……天川の堤防が切れ、家屋に浸水 床上約4尺の水浸となり、町中和船で避難 新旭……針江、深溝床上浸水、山形・田井を結び線まで浸水した模様 マキノ……海津で床上浸水、知内・百瀬川堤防決壊、知内集落全戸水没
ジェーン台風 (昭和25年9月) 四国近畿地方に被害	今津……天増川、角川がけ崩れ、崩壊、石田川決壊1箇所 マキノ……家屋倒壊、倒木被害 新旭……稲に被害、相当人家被害
多羅尾豪雨 (昭和28年8月) 甲賀郡多羅尾村を中心に 300mmを越す豪雨	今津……石田川3箇所決壊、追分橋落橋、天増川死者4名
台風13号 (昭和28年9月) 雨量 平地部100～200mm 山地部300～450mm	安曇川……青柳村、本庄村全村泥浸水、二ツ矢集落流出家屋10戸、死者13人 安曇川堤防決壊 今津……石田川決壊、口留池決壊 新旭……堤防決壊(湖西病院南方)、低いところで3尺浸水 マキノ……死者1名、田1反・山林5町埋没、百瀬川堤防決壊 朽木……橋梁流出、道路寸断、通信途絶
伊勢湾台風 (昭和34年9月) 平均風速20m/s 最大30m/s以上の暴風雨	今津……石田川破堤8箇所 朽木……山神橋落橋
第2室戸台風 (昭和36年9月) 1時間に20mm～30mm の雨量	今津……死者1人、負傷者46人、全壊515棟、半壊1,244棟、浸水507戸 石田川井ノ口左岸破堤 マキノ……立木等倒木、一部家屋倒壊、堤防決壊、田畑埋没など 新旭……風害が大きかった
台風23号 (昭和40年9月) 最大風速36.7m/s 比良山系雨量 100～120mm	今津……全壊1戸、半壊6戸、一部欠損355戸、床上浸水52戸 床下浸水330戸、非住家全壊2棟、半壊11棟、一部欠損40棟 公共建物全壊2棟、半壊2棟、一部欠損10棟 県道小浜線(寒風橋付近)損壊
台風23号 (昭和46年8月) 総降水量219mm	安曇川……自衛隊員110名下小川地先の鴨川堤防の補強作業を行う 今津……床上浸水7戸、農地埋没1箇所、水稻倒伏250ha 果樹被害(柿)25ha、飼料作物被害10ha、井堰決壊2箇所 道路損壊4箇所、護岸決壊19箇所
台風20号 (昭和47年9月)	高島……小田川決壊、床下浸水 安曇川……南古賀地先で安曇川決壊の恐れがあり自衛隊員65名水防活動応援 三矢、下小川地区35世帯100人青柳小学校へ避難 今津……床上浸水1棟、床下浸水17棟、非住家浸水10棟 田流出・埋没5.7ha、田冠水99.9ha、畑埋没0.005ha 水稻倒伏88.8ha、道路損壊20箇所、橋梁流出7箇所 護岸崩壊106箇所、山崩れ31箇所、水道施設損傷4箇所 朽木……市場地区電話不通、北川増水のため35世帯朽木村小学校へ避難

災害名・状況	被害の状況
台風6号 (昭和50年8月) 雨量 湖北で350mm 湖西山間部150mm 平地部80mm	朽木……住家一部破損、床下浸水、非住家破損 農業用畦畔、頭首工、橋梁流出 今津……水稻倒伏36ha、畑流失・埋没0.02ha、井堰損壊5箇所 農業用水路損壊1箇所、町道損壊1箇所、林道損壊10箇所 橋梁損壊1箇所、一級河川損壊18箇所、普通河川損壊7箇所
台風18号 (昭和53年9月) 雨量16日78mm	今津……町道損壊8箇所、林道損壊8箇所、一級河川損壊12箇所 普通河川損壊6箇所、堤防決壊18箇所 朽木……床下浸水24棟
台風20号 (昭和54年10月) 雨量18日33mm 19日34mm	今津……住宅一部損壊1棟、車庫等損壊4棟、公共建物損壊4棟、水道施設損壊1箇所、田冠水22ha、山崩れ1箇所
台風13号 (昭和55年9月) 雨量10日52mm	今津……護岸損壊1箇所
台風10号 (昭和57年8月) 雨量1日98mm 2日40mm	今津……町道損壊1箇所、田冠水1ha、護岸損壊5箇所 (上郷川(桂)、天増川、天川(大供)、石田川(北生見)、石田川(角川)) 朽木……田流失・埋没0.02ha、道路損壊7箇所、河川損壊4箇所
台風10号 (昭和58年9月) 雨量27日67mm 28日149mm	今津……天増川洗掘 安曇川……床下浸水2棟、田冠水35ha、茶屋谷川等4箇所で被害
豪雨 (昭和60年6～7月) 総降雨量560mm	安曇川……床下浸水24棟、非住家浸水4棟、道路損壊2箇所、河川損壊1箇所 水道損壊1戸、がけ崩れ1箇所 朽木……がけ崩れ4箇所
台風18号 (平成25年9月) 雨量 15日0時～16日24時 朽木針畑535mm	マキノ……床下浸水2棟、林道損壊4箇所、河川損壊1箇所 農業施設破損2箇所など 今津……床上浸水2棟、床下浸水18棟、一部損壊1棟、国道・県道損壊5箇所 市道損壊5箇所、林道損壊58箇所、橋梁落橋1箇所 河川破損13箇所、田流失・埋没0.78ha、農業施設破損39箇所 がけ崩れ9箇所、水道施設破損2箇所など 新旭……床下浸水26棟、農業施設破損6箇所など 朽木……床上浸水(大規模半壊)1棟、床上浸水6棟、床下浸水22棟 国道・県道損壊11箇所、市道損壊54箇所、林道損壊139箇所 河川破損35箇所、田流失・埋没21.03ha、畑流失・埋没0.56ha 農業施設破損119箇所、がけ崩れ7箇所、水道施設破損等17箇所など 安曇川……床上浸水7棟、床下浸水36棟、国道・県道損壊8箇所 林道損壊10箇所、河川破損12箇所、田流失・埋没0.32ha 農業施設破損40箇所、がけ崩れ5箇所など 高島……床上浸水99棟、床下浸水79棟、一部損壊1棟、国道・県道損壊7箇所 市道損壊20箇所、林道損壊35箇所、河川破損18箇所(鴨川決壊) 田流失・埋没41.92ha、田冠水98ha(安曇川含む) 農業施設破損94箇所、がけ崩れ18箇所、水道施設破損5箇所など

※記録として残っている事項を抜粋

避難所一覧

＜広域避難所一覧＞

地域	施設名称	地震災害時対象地域	風水災害時対象地域	原子力災害時対象地域
マキノ	マキノ東小学校	海津1区、海津2区 海津3区、西浜	海津1区、海津2区、海津3区 西浜、小荒路、野口、山中、下、浦	海津1区、海津2区 海津3区、西浜
	マキノ西小学校	寺久保、石庭、牧野、白谷、上開田、下開田、白谷長寿苑町内会 マロンガーデン、マキノグランデ自治会		
	マキノ南小学校	新保、中庄、大沼、グリーンレイク町内会、湖西平自治会		
	マキノ北小学校	小荒路、野口、山中、下、浦	—	小荒路、野口、山中、下、浦
	マキノ北小学校 在原分校	在原		
	マキノ中学校	蛭口、辻、森西、沢、箱館第2リッチランド町内会		
	マキノ土に学ぶ里 研修センター	知内、マキノ駅西自治会、高木浜1丁目、高木浜2丁目		
今津	今津東小学校	南新保、カームタウン、市ヶ崎、新保寺、東新町		
	今津西小学校	角川、保坂、杉山、天増川		
	今津北小学校	酒波、平ヶ崎、北林、望みの郷自治会 構、北仰、北仰東自治会	酒波、平ヶ崎、北林 望みの郷自治会、構、北仰 北仰東自治会、伊井、三谷	
	今津中学校	弘川、杉沢、中ノ町、今津井ノ口、今津辻、浜分、湖西ニュータウン自治会、川尻		
	今津東保育園	大供		
	高島市民会館	南浜、松陽台		
	今津東コミュニティセンター	中浜、北浜		
	今津働く女性の家	武末		
	今津勤労者体育センター	天神、宮西、今津中野		
	今津上体育館	下弘部、上弘部、藺生、大床	下弘部、上弘部、藺生、大床 梅原、梅原団地自治会	
	今津北体育館	北深清水、南深清水、新田、桂	北深清水、南深清水 新田、桂、岸脇	
	今津総合運動公園 スパーク今津	伊井、三谷、梅原、梅原団地自治会、岸脇		
	ECC学園高等学校	途中谷、椋川		
高島高等学校	東区、西区、栄区			
安曇川	広瀬小学校	下古賀、上古賀、長尾、中野自治会 びわこ台住民自治会、南古賀	下古賀、上古賀、長尾 中野自治会 びわこ台住民自治会	
	安曇小学校	梅の子、十八川、三重生、庄堺		
	青柳小学校	青柳(青柳・島)		
	本庄小学校 (風水害時は2階以上)	北船木、川島、今在家	北船木、南船木	
	安曇川中学校	下ノ城、沖田、伏原、煤田、田中ニュータウン、竹の里		
	安曇川はこぶね保育園	リバーサイド	—	
	藤樹の里文化芸術会館	上小川、下小川 横江、藤江	上小川、下小川、横江 藤江、今在家、横江浜	
	安曇川ふれあいセンター	南市、三尾里、北出、中央、五番領		
	安曇川世代交流センター	南船木、横江浜		
	安曇川総合体育館	馬場、仁和寺、三田、佐賀、上寺 びわこガーデンタウン、泰山寺、陵	泰山寺	
	安曇川高等学校	西万木、末広 青柳(二ツ矢)	西万木、末広、青柳(二ツ矢) リバーサイド、川島	
鴨川流域土地改良区事務所	下小川(三ツ矢・出福)	—		

地域	施設名称	地震災害時対象地域	風水災害時対象地域	原子力災害時対象地域
朽木	朽木東小学校	—	—	荒川、荒川惣田
	朽木西小学校	針畑、生杉	—	針畑、生杉
	朽木中学校	市場、野尻、上野		
	やまびこ館	荒川、荒川惣田、地子原、雲洞谷 古川、岩瀬、麻生、木地山、能家	地子原、雲洞谷、宮前坊 柏、大野、古川、岩瀬、麻生 木地山、桑原、能家	
	グリーンパーク 思い出の森 体育館	宮前坊、柏、大野、村井、栃生		—
	山帰来	—	針畑、生杉	—
	平良集会所	桑原、平良、小川		—
高島	高島小学校	鵜川、城山台		—
	高島中学校	打下、湊、巴、榊、新中野、竜、音羽、音羽上		—
	高島保育園	野田、野田南、横山、武曾		—
	アイリッシュパーク	宝、新町、萩の浜、永田		—
	高島B&G海洋センター	出鴨、宿鴨、南鴨、宮野、鴨川平、伊黒、富坂、拝戸、南拝戸		—
	黒谷会議所	中溝、鹿ヶ瀬、黒谷、畑		—
	安曇川ふれあいセンター	北鴨、東鴨		—
	安曇川中学校	北野田		—
新旭	新旭南小学校	新庄、川原市、井ノ口 安養寺、北畑	—	井ノ口、安養寺、北畑
	新旭北小学校	木津、木津宮ノ南自治会 岡、日爪、五十川、米井	木津、木津宮ノ南自治会、岡 日爪、五十川、米井、辻沢、今市 平井、ウッディーパーク自治会	木津、木津宮ノ南自治会 岡、日爪、五十川、米井
	湖西中学校	辻沢、今市、平井、田井 森、堀川、山形、霜降 レインボータウン自治会 ウッディーパーク自治会	田井、森、堀川、山形、霜降 レインボータウン自治会 太田	辻沢、今市、平井、田井、森 堀川、山形、霜降 レインボータウン自治会 ウッディーパーク自治会
	静里なのはな園	深溝		針江、深溝 やわらぎ北の町自治会 湖畔の里自治会
	大師山さくら園	—	川原市、井ノ口、安養寺	—
	新旭公民館	—	北畑	—
	新旭体育館	藁園	藁園、新庄	藁園
	新旭武道館	針江、やわらぎ北の町自治会、湖畔の里自治会		—
	新旭養護学校	太田	—	—

<福祉避難所一覧>

地域	施設名称	地域	施設名称
マキノ	きらりマキノデイサービスセンター	安曇川	きらり安曇川 デイサービスセンター
	養護老人ホーム 藤波園		光養会ふじの里 デイサービスセンター
	障害者支援施設 藤美寮		特別養護老人ホーム ふじの里
	特別養護老人ホーム さわの風		あずみの郷 デイサービスセンター
今津	大阪自彊館(じきょうかん) 救護施設 椽生(とちゅう)の里	高島	虹の会障害福祉施設 大地
	大阪自彊館(じきょうかん) 救護施設 角川ヴィラ		たかしま会安曇川障害者デイサービスセンター アンフィニ
	ゆたか会特別養護老人ホーム 清風荘	新旭	きらり高島デイサービスセンター
	ゆたか会身体障害者療護ホーム 清湖園		介護老人保健施設 陽光の里
	ゆたか会あいあいデイサービスセンター		特別養護老人ホーム あっとほーむ萩
	虹の会社会就労センター ドリーム		きらり新旭デイサービスセンター
	きらり今津デイサービスセンター		新旭みのり会 レインボーデイサービス
デイサービスセンター しふくの杜	新旭みのり会特別養護老人ホーム ニューサンライズ		
朽木	ゆたか会特別養護老ホーム やまゆりの里	虹の会社会就労センター アイリス	
	朽木デイサービスセンター	介護老人保健施設 グリーンテラス	